

議 事 録

第 30 回 定 例 総 会

令和2年1月10日

太田市農業委員会第30回定例総会議事録

開会日時 令和2年1月10日(金) 午後2時
閉会日時 令和2年1月10日(金) 午後3時10分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (20人)
1 藤澤武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治 9 小林 良孝
11 岡田 貴男 12 塚越 寶 13 山田 清作 14 高柳 章
15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江 18 武内 満
19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子 22 中村 薫

欠席委員 (2人)
6 藤生 博 10 糸井 敏幸

出席職員 (7人)
富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
青木主任 野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第30回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員20名、欠席の委員2名でございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは17番 清水由紀江 委員 と 18番 武内 満 委員 の二人にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が4点あります。よろしくお願いたします。

まず、議案書10ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、5番、6番につきまして、転

用目的の欄「一般住宅用地（既存集落）」とありますが、こちらの「既存集落」を「既存宅地」に訂正をお願いいたします。

続きまして、9番につきましては、1月6日付で建築指導課との協議中のためとの理由により取下願の提出があり、これを受理しましたので報告いたします。取り下げに伴い、前の9ページの提出件数につきましては43件を42件に訂正をお願いいたします。

続きまして、議案書15ページをお開きください。28番、地積が21㎡とありますが、33㎡に訂正をお願いいたします。

最後に、議案書16ページをお開きいただければと思います。36番ですが、譲渡人の一番下、申請人の「茂」を「幾」という字に訂正をお願いできればと思います。

以上4点です。申し訳ございません、よろしくをお願いいたします。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は10件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

1番、矢場新町の土地 田 1,505㎡、借地である農地を譲り受け、農業に精進したい。

2番から6番については、譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。茂木町の土地 田 273㎡ 外12筆 計5,755㎡、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

7番、新田下江田町の土地 田 307㎡ 外1筆 計931㎡、農地を譲り受け農業に精進したい。

8番 新田天良町の土地 畑 991㎡ 外1筆 計1,486㎡、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

9番、新田市野井町の土地 田 1,515㎡、借地である用地を譲り受け、農業に精進したい。

10番、新田市町の土地 畑 828㎡ 外2筆 計2,457㎡、営農型太陽光発電パネルの下部農地を父より借り受け、農業に精進したい。

1番から10番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、先月保留となりました押切町の土地の許可案件につきましては、いずれも令和元年12月23日付で取り下げとなりましたので、報告させていただきます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から6番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 議案第1号の1番から6番について、許可基準チェックリストに基づいて調査結果を報告いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定にかかわる許可申請ですが、番号1番、譲受人は足利市大月町に住んでいる。借地である農地を借り受け、農業に精進したい。農機具の状況ですが、トラクター3台、コンバイン6条刈と3条刈を各1台、田植機6条植1台、乾燥機2台、その他農機具一式がそろっております。譲受人は農業経営ができないために譲渡したい。農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。

続きまして、番号2番から6番ですが、譲受人が同じですので、同時に説明いたします。農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。また、譲受人は太田市でも優秀な農業者です。農機具の状況ですが、大型トラクター2台、コンバイン4条刈1台、田植機7条1台、乾燥機その他農機具一式がそろっております。譲渡人は、相続で農地を受けましたが、農地として管理することができないので、申請するものでございます。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。また、ここで大事なことだと思えますが、相続であれば農地は持てますけれども、こういうふうにはできない場合には何らかの形で処理するのがよろしいかと思えます。審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、番号7番から10番について、第5地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 7番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき
調査した結果は、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申
請は経営規模拡大のためであります。現地を確認したところ、周辺農
地への支障もなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各
号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。
- 20番委員 続きまして、番号8番から10番について報告いたします。
初めに、番号8番について報告いたします。譲受人は畜産業を営んで
おり、今回の申請は農地を取得し、牧草の栽培を行うことで経営規模
の拡大を図るものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障は
なく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しない
ため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
続いて、番号9番について報告いたします。譲受人は積極的に農業に
取り組んでおり、現在、借りて耕作している申請地を取得し、農業に
精進したいとのことです。現地を確認したところ、水田としての利用
がされており、周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、農
地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると
意見決定いたしました。
続きまして、番号10番について報告いたします。太陽光発電パネルの
下を父親から借り受けて農業に精進するものです。議案第2号の3番
と関連しておりますので、議案第2号の3番のときに詳しく御説明い
たします。
問題ないものと思われ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど
よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号7番から10番について報告があり

委員
 議長
 議長
 議長
 事務局

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号7番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 全員賛成でありますので、番号7番から10番を許可とすることに決定
 いたします。
 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
 宛てにあったので、審議を求めます。
 提出件数は5件です。
 事務局より、提案をお願いいたします。
 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 1,554 m²の内0.285 m²、農地区分については、
 「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」
 の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地
 につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」
 については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件
 において、同様の理由となるものについては、説明を省略させてい
 だきます。

営農型太陽光発電用地として一時転用するものです。

2番 新田小金井町の土地 3,745 m²、農地区分は農用地区域内農地
 です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施
 設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建
 設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用施設(牛舎)用地として転用するものです。

3番 新田市町の土地 828 m²の内0.271 m² 外2筆 計2,457 m²の
 内0.434 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一
 時転用するものです。

4番 大原町の土地 662 m²の内0.13 m²、農地区分 農用地、営農型
 太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

5番 大原町の土地 611 m²の内0.11 m²、農地区分 農用地、営農型
 太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番の申請人は、水の便が悪いため減反政策以来作付していない田を経産省より再エネ特措法に基づく設備認定を受け、営農型太陽光発電施設を設置して農地の有効利用を図りたいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の北側は太陽光発電施設、東側は道路、西側は田、南は資材置場であり、周辺農地への支障はありません。作物としては柿栽培となっておりますが、営農計画書及び営農への影響の見込み書と柿育成の指導者が明記されており、あわせて全国アグリソーラー協会の柿育成環境として必要かつ十分であるとの意見書も添付されており、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番と3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 議案第2号、番号2番と3番について報告いたします。

番号2番、3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号2番について報告いたします。先ほど第3条の8番で土

地の取得で許可をいただいた関連で申し上げます。申請人は畜産業を営んでおり、調査をしたところ、現在、牛舎及び飼料置場等で使用している敷地が農地であることが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、北と南は宅地と一部畑、東が水路を挟んで宅地、西が水路を挟んで宅地と一部畑となっておりますが、周辺農地への支障がなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号3番について報告いたします。申請人は営農を継続しながら、引き続き上部に営農型太陽光発電の設置を行いたいという更新の案件になります。

なお、先ほど3条申請の際にご審議いただきましたが、更新後は認定農業者である息子が耕作を行うため、10年での申請となっております。現地を確認したところ、申請地ではミカンの栽培が行われており、4年後には収穫できる予定とのことでした。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

番号2番、3番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番と3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番と5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号4番、5番については、申請人が同一家族で、申請地も道路を挟んで隣接のため、一括して報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、それぞれ営農を継続しながら、引き続き上部に営農型太陽光発電の設置を行うことで、農地の有効利用を図りたいとのことでした。下部の農地では、枝豆を作付しております。周囲は、番号4番では西、南が農地、北が申請人の太陽光発電施設、東が道路

となっています。番号5番では、西が道路、北は農地、南、東は申請人の太陽光発電施設となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。番号4番、5番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号4番と5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番と5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は4件です。
事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 63 m²、建売住宅用地として計画変更するものです。

2番 細谷町の土地 15 m²、一般住宅用地として計画変更するものです。

3番 細谷町の土地 9.72 m²、一般住宅用地として計画変更するものです。

4番 細谷町の土地 2.94 m²について、農家住宅用地として計画変更するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番から4番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 当地区協議会で許可後の計画変更申請チェックリストに基づき調査し

た結果を報告いたします。

番号1番から4番の申請内容はほぼ同様であり、一括して報告いたします。一般住宅用地として許可を受け建築したが、住宅を解体した後、地目変更がされていないことがわかり、過去の転用許可証では現状で家が建っていないと地目変更ができないため、新たに買受人を見つけ計画変更となります。現地を確認したところ、申請地の東側、西側は宅地、北側は市道、南は畑に囲まれた中で、現在、更地になっている宅地3区画と畑があり、その中に4号議案、番号2番から7番申請で住宅を4戸予定されております。その関連であり、地権者が複数存在しており、整然とするためであります。周辺農地への支障もなく、問題がないので許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は42件です。

事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数42件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 396 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 63 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

建売住宅用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 265 m² 外1筆 計266.75 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 15 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 細谷町の土地 15 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 細谷町の土地 9.72 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 細谷町の土地 3.13 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

8番 由良町の土地 368 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番については取り下げとなっております。

続いて10番 由良町の土地 807 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

11番 脇屋町の土地 43 m² 外2筆 計402 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 台之郷町の土地 4,188 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 75 m² 外1筆 計332 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 2,263 m² 外7筆 計8,735 m²、農地区分 第二種、物流センター用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 3,889 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天車両置場用地として転用するものです。

16番 安良岡町の土地 661 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

17番 東長岡町の土地 2,020 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18番 龍舞町の土地 194 m² 外1筆 計480 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 龍舞町の土地 23 m² 外5筆 計425.70 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 龍舞町の土地 2.47 m² 外2筆 計316.47 m²、農地区分第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 龍舞町の土地 0.07 m² 外1筆 計105.07 m²、農地区分第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 下小林町の土地 320 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 下小林町の土地 361 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 東今泉町の土地 1,291 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

25番 原宿町の土地 357 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

26番 只上町の土地 419 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 丸山町の土地 840 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

28番 新野町の土地 33 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

29番 武蔵島町の土地 1,395 m² 外1筆 計2,281 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

30番 粕川町の土地 576 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田赤堀町の土地 455 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田反町町の土地 426 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 新田反町町の土地 28 m² 外1筆 計408 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

34番 新田市町の土地 648 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

35番 新田市野倉町の土地 976 m²の内5,422 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

36番 新田大根町の土地 923 m²の内219.6 m² 外4筆 計6,242の内1,383.6 m²、農地区分につきましては、第一種農地及び農用地区域内農地です。第一種農地及び農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

県道迂回路用地及び市道工事用車両待機用地として一時転用するものです。

37番 山之神町の土地 32 m² 外1筆 計165 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

38番 山之神町の土地 666 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

39番 寄合町の土地 2,085 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

40番 大原町の土地 433 m² 外1筆 計898 m²、農地区分 第二種、子育て支援センター及び露天駐車場用地として転用するものです。

41番 大原町の土地 453 m² 外1筆 計472 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。農具舎及び堆肥場用地として転用するものです。

42番 大原町の土地 333 m² 外3筆 計2,144 m²、農地区分 第一種、露天資材置場用地として転用するものです。

43番 大原町の土地 764 m²の内0.12 m² 外1筆 計841 m²の内0.13 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

なお、先月保留となりました押切町の土地計4筆につきましては、12月23日付で取り下げとなっておりますので、報告させていただきたいと思えます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番、10番及び11番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は妻の実家に住んでおり、子どもも生まれ手狭になってきたため、建築資金の都合もついたため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周囲は、南は宅地、北は道路、西と東はこれから申請が出てくると思われる畑です。周囲の農地への支障もないものと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

4番委員

続けて、番号2番から7番まで、申請内容はほぼ同様であり、一括して報告いたします。

番号2番から6番の申請人は、2番は建売住宅の通路用地、ほか3個の申請人は実家及び借家に住んでおり、以前から戸建て住宅を検討しており、資金の都合もついたので、住環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

7番の申請人は、宅地建築の調査で自宅の塀が若干越境したことが判明したため、始末書を添付して取得し、是正したいとの申請です。現地確認では、3号議案と関連しており、周囲の状況は同様であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

なお、住宅4戸に対して地権者が多数おり、宅地部分と進入路を整然

とするため、3号議案で4件、4号議案で6件と計10件の申請となっております。

番号2番から7番について再度御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

12番委員

続きまして、9番は取り下げになっておりますので、8番、10番、11番のご報告をいたします。

まず、8番についてです。番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は由良町のアパートに住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、一般住宅を建築するものであります。現地を確認したところ、周囲は東、西及び北は住宅、南は市道になっており、周辺の農地への支障もなく、許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして、9番は取り下げであります。

10番について報告します。譲受人は、個人であります。太陽光発電事業をするために土地を探していたところ、本件申請地が日照条件や接道等が適していると判断し、購入することになったものです。現地を確認したところ、現状は不耕作地となっておりますが、整地を行い、十分注意しながら設置する予定です。申請地の北側は住宅、東は畑、南は令和元年8月、議案承認された太陽光発電予定地であります。既に整地をされてきれいになっております。道路は申請地の西側です。また、工事後の除草対策としては、防草シートを敷き、市内の業者が管理等を行う予定になっております。よって、申請地は周辺農地への支障もないものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして、11番です。譲受人は現在アパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は東が宅地、北は道路、西及び南は畑となっております。周辺農地への支障もないものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。

3議案とも再度のご審議、よろしくお願ひします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から8番、10番及び11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から8番、10番及び11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から、10番及び11番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号12番から27番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 12番と13番について説明いたします。
まず12番ですが、譲受人は発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したい。現地を確認しましたが、東側と西側は太陽光発電施設で、南側は東武鉄道で、北側は道路です。農地としての影響はないと思いますので、許可相当と意見決定をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

13番ですが、譲受人は龍舞町の借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。譲渡人は高齢なため、農地を管理することができないため、分譲地として処分し、生活の安定に役立てたいとのことでございます。現地を確認しましたが、南側は道路で、西側、北側、東側は分譲地です。周りの農地に日照、通風等問題はないと思いますので、許可相当と意見決定をいたしました。よろしく審議のほどお願ひ申し上げます。

13番委員 続きまして、14番から17番まで報告します。

14番は、先月の審議で保留となった案件ですが、申請者の説明が詳しく述べられていましたので、調査をしました。現地調査をしたところ、東側は122号国道、南側は道路を挟んで住宅、西側は道路を挟んで住宅、北側は市道を挟んでガソリンスタンド及び住宅であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議をお願いいたします。

続きまして、15番、申請人は太田市内で運送業を営んでおり、業務拡張のため、申請地を取得するものです。調査をしたところ、東側は申請者の駐車場、南側は川を挟んで駐車場、西側は公共浄化設備、北側は申請者の駐車場であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、16番、申請者は太田市内で太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電事業を行うものです。現地調査をしたところ、東側は宅地、南側は農地、西側は資材置場、北側は駐車場であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定いたしました。

9番委員

続きまして、17番、申請者は太田市内で建設業を営んでおり、資材置場として申請地を取得するものです。現地調査をしたところ、東側は道路を挟んで宅地、南側は大谷幹線遊水池、西側は宅地、北側は宅地であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定しました。

4番から17番、再度のご審議をお願いします。

続きまして、18番から23番まで、許可基準チェックリストに基づき報告したいと思います。

番号18番の譲受人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になったために申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東側は畑、西は道路、南と北は宅地となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号19番の譲受人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭となったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東と南は宅地、西と北は道路で、周辺農地への支障はないので許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号20番の譲受人は借家に住んでおり、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということで、現地を確認したところ、東と南は宅地、北は畑、西は道路となっており、周辺農地への支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号21番の譲受人は、夫の実家と借家に夫婦別々に住んでおり、子どもの成長に伴い、同一の住居で生活したいため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということで、現地を確認したところ、西は道路、北は畑、東と南は宅地となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号22番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東と北は畑、南は宅地、西は道路となっており、周辺農地への支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

番号23番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということで、現地を確認したところ、南は畑、東は駐車場、北は宅地、西は道路となっており、周辺農地への支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

再度御審議のほど、よろしくをお願いします。

1 番 委 員

次に、24 番から 27 番まで報告いたします。

まず 24 番ですが、譲受人は幼稚園を運営しており、職員、保護者の駐車場が不足していることから、新たに露天駐車場を設ける用地の申請です。現地調査をしましてところ、東は道路、西は幼稚園のグラウンド、南と北は田になっており、周辺農地への影響はなく、地区協議会にて許可相当と意見決定しました。また、既に許可取得されている幼稚園のグラウンドの隣接地でもあります。

次に 25 番です。譲受人は発電事業を営み、新たに当該地を取得し、その用地として利用する申請です。現地調査の結果、東は道路、西は畑、南は不耕作の畑、北は畑となっており、周辺の多くは既に太陽光設備や許可された用地がある場所で、周辺農地への影響はなく、地区協議会では許可相当と意見決定しました。

次に 26 番、譲受人は現在の住宅が狭くなったため、新たに自己住宅を建築するための用地として申請するものです。現地調査の結果、東は住宅、西は道路、南は住宅、北は畑となっており、周辺農地への影響もなく、また既存集落に該当することもあり、地区協議会で許可することと意見決定しました。

次に 27 番です。譲受人は太田市で給排水事業を営んでおり、現況、資材置場が不足しており、新たな露天資材置場用地として利用する旨の申請です。現地調査の結果は、東は道路、西は田、南は道路、北は畑となっており、周辺農地への影響はなく、地区協議会で許可相当と意見決定しました。

以上、24 番から 27 番まで再度審議のほど、お願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第 2 地区協議会より、番号 12 番から 27 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 12 番から 27 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号 12 番から 27 番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号 28 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |

- 1 8 番委員 28 番について説明申し上げます。現在、申請人が居住しているところの宅地は、昭和 58 年に父から相続した農地の開発許可等を受け住宅を建設しましたが、その一部に 33 m²の農地が含まれていることに気づき、始末書を提出するとともに、既存の宅地とともに一体利用したいとのことです。第 3 地区協議会において許可相当と意見決定いたしました。
- 再度の審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 3 地区協議会より、番号 28 番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 28 番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号 29 番と 30 番について、第 4 地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 2 2 番委員 29 番について、第 4 地区協議会において許可基準チェックリストに基
づく調査した結果を報告いたします。
露天資材置場用地としての申請です。譲受人は造園業を営んでおり、
業務の拡大により資材等の置場が不足したため、申請地を借り受け、
資材置場用地として使用したいとのことです。現地を確認したところ、
南は道路を挟んで畑と堆肥置場、西は資材置場、北は道路を挟んで住
宅地、東は太田市の水源地となっており、周囲への影響もなく、許可
相当と地区協議会では意見決定しました。
再度のご審議をお願いいたします。
- 1 4 番委員 続きまして、30 番について、許可基準チェックリストに基づいて調査
した結果を報告いたします。
申請人は売買にて申請地を取得して自己の住宅を建築するものです。
現地を確認した結果、申請地の東側は未耕作の畑で、現在売りに出し
ている土地です。北側は未耕作の畑、西側も未耕作の畑で、その畑の
西側は宅地になっております。南側は道路を挟んで住宅になっており
ます。申請人は転用するに当たり、周辺農地に影響を与えないように

十分注意しますとのことであり、協議会で許可相当と意見決定しました。

再度、29番、30番についてご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号29番と30番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号29番と30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号29番と30番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号31番から36番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 31番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は現在実家に住んでおり、手狭になったことから、実家に近い申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築したいとこのことです。現地を確認したところ、周囲は北、南は畑、東は住宅、西は道路になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

20番委員 続いて、番号32番から35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号32番について報告いたします。譲受人は現在借家に住んでおり、地元に戻り、父の経営する歯科医院を継ぐことから、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、申請地については以前建っていた住宅のブロック塀等が一部残っていましたが、始末書が添付されており、また、その他の部分については農地に復元化されておりました。北と西については宅地、東と南が畑となっておりますが、周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号33番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築す

るものです。現地を確認したところ、北が水路を挟んで畑、そのほかは住宅と雑種地となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号34番について報告いたします。譲受人は実家で両親と同居しており、資金の都合もついたため、申請地を母から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北が譲渡人の宅地、その他が畑となっておりますが、周辺農地へも支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号35番について報告いたします。譲受人は、申請地を借り受け、営農を継続しながら、引き続き上部に営農型太陽光発電の設置を行いたいという更新の案件になります。現地を確認したところ、申請地では、譲渡人においてミカンの栽培が行われており、3年後には収穫できる予定とのことです。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

番号32番から35番について再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

15番委員

番号36番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は県道迂回路用地及び県発注の雨水管布設工事に伴い、申請地を借り受ける一時転用にかかわる案件です。現地を確認したところ、畑への配慮もしっかりと計画されており、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より、番号31番から36番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号31番から36番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号31番から36番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号37番から43番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

5番委員

番号37番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

調査を行いました。譲受人は家族と同居するに当たり、駐車スペースが確保できないため、申請地を取得し、住宅の一部として使用するものです。現地を確認したところ、周囲は、北は譲受人の住宅、西、南は農地、東は道路となっています。周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号 38 番について、譲受人は縫製業を営んでおり、事業拡大のため申請地を取得し、従業員の駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、北は運送会社及び畑、西、東は住宅、南は道路となっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号 39 番について、譲受人は寄合町にて金型設計・製作業を営んでおり、業務拡張につき、従来駐車場として使用していた箇所にて工場の増設を行ったため、申請地を取得し、不足する駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、北、西が道路、東は工場、南は農地となっています。周辺農地への支障はなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

17番委員

続きまして、番号 40 番から 42 番について報告いたします。

番号 40 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は●●●●●●●●を運営する法人です。このたび、子ども支援センターを開設し、地域の子育ての拠点とすることとなり、申請地を借り受け、保育士及び父兄用駐車場用地と子育て支援センター用地として転用申請するものです。周囲は北と東は現在の駐車場、西は保育園用一方通行道路、南は譲渡人の農地です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号 41 番について調査した結果は、申請人は農具舎と堆肥置場を農地法の許可を受けずに使用していたことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、北、西、南は道路、東は自宅地です。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号 42 番について調査した結果は、譲受人は一般土木建設業を営んでおり、工事受注拡大に伴い申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。譲渡人は高齢となり、農地を耕作し切れなくなったため、申請地を処分し、生活資金にするものです。周囲は、東と南と西は道路、北はアパートと農地の牧草畑です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしま

- した。
- 5番委員 続きまして、番号43番について、譲受人は営農を継続しながら、引き続き上部に営農型太陽光発電の設置を行うことで農地の有効利用を図りたいとのことです。下部の農地では枝豆を作付しております。現地を確認したところ、北が営農型太陽光発電施設及び農地、西が道路、南、東は農地となっています。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 以上、番号37番から43番まで再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号37番から43番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号37番から43番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号37番から43番を許可とすることに決定いたします。
- なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
- また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した12月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
- 太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。

内訳につきましては、田1筆1,430.00㎡、畑1筆445.00㎡、計2筆1,875.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、38件提出されております。

内訳につきましては、26ページをごらんください。田15筆6,257.00㎡、畑33筆10,180.30㎡、計48筆16,365.30㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は12件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は4件となっております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 委 議	長 員 長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。 なし。 質問等もないようなので、以上で第30回定例総会を終了します。 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。
-----------------	-----------------	---

閉 会 令和2年1月10日（金） 午後3時10分